

香川県教育委員会 9月定例会会議録

1. 開催日時 令和元年9月10日(火)
開 会 午前 9時30分
閉 会 午前10時20分
2. 開催場所 教育委員室
3. 教育委員会出席者の氏名
教育長 工 代 祐 司
委 員 藤 村 育 雄
委 員 小 坂 真 智 子
委 員 榎 田 實
委 員 藤 澤 茜
4. 教育長及び委員以外の出席者
理事 松 原 文 士
教育次長兼政策調整監 井 元 多 恵
総務課長 白 井 道 代
義務教育課長 小 柳 和 代
高校教育課長 金 子 達 雄
保健体育課長 宮 滝 寛 己
生涯学習・文化財課長 原 田 智
政策主幹兼総務課副課長 石 川 史 郎
生涯学習・文化財課副課長 片 桐 孝 浩
総務課長補佐 岩 田 篤 志
義務教育課長補佐 三 好 健 浩
義務教育課長補佐 高 尾 明 博
高校教育課長補佐 吉 田 稔
高校教育課長補佐 小 山 圭 二
保健体育課長補佐 渡 邊 浩 司
生涯学習・文化財課長補佐 白 川 暁 美
総務課副主幹 豊 嶋 千 秋
義務教育課主任管理主事 西 原 明
義務教育課主任指導主事 中 田 祐 二

義務教育課主任指導主事	小 山 圭
高校教育課主任管理主事	三 笠 善 宣
保健体育課主任体育主事	藤 田 航
生涯学習・文化財課副主幹	長 谷 川 江 里
生涯学習・文化財課副主幹	三 好 賢 子
生涯学習・文化財課副主幹	亀 井 三 輪
生涯学習・文化財課主任社会教育主事	高 橋 勇 一 郎
生涯学習・文化財課主任社会教育主事	中 山 星 司
総務課主任	三 宅 陽 子
義務教育課主任	西 勇 気
高校教育課指導主事	川 東 芳 文

傍聴人 なし

5. 会議録の承認

8月定例会の会議録署名委員の藤村委員から、同定例会の会議録について適正に記載されている旨報告。

各委員に諮り、これを承認した。

8月臨時会の会議録署名委員の小坂委員から、同臨時会の会議録について適正に記載されている旨報告。

各委員に諮り、これを承認した。

6. 非公開案件の決定

教育長から、本日の議案第1号、第2号及び第3号は、教育委員会において会議を公開しないことと定めているもののうち、「個人に関する情報であって、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」及び「県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあること」に該当するため、非公開としたい旨を発議。

また、議案第4号は、「県の機関の内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの」に該当するため、非公開としたい旨を発議。

各委員に諮り、非公開とすることに決した。

7. 議 案

○議案第1号 令和元年度教育文化功労者表彰について（非公開案件）

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第2号 令和元年度教育功労者表彰について（非公開案件）

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第3号 令和元年度教育実践優秀表彰について（非公開案件）

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第4号 香川県指定有形文化財の指定について（非公開案件）

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

8. その他事項

○その他事項1 令和元年度教育・文化週間に関する取組みについて

総務課長から、令和元年度教育・文化週間に関する取組みについて説明。

【質疑・意見交換】

＜小坂委員＞資料29ページに記載の綾川町が実施する「ビブリオバトル」については、昨年度まで県が実施していたものとは違うものか。

＜総務課長＞昨年度まで県が実施していた「ビブリオバトル」については、今年度からは県公立学校図書館部会が主催することとなっており、綾川町が実施する「ビブリオバトル」は綾川町が独自で行うものである。

＜小坂委員＞綾川町の「ビブリオバトル」も優勝者が全国大会に出場できているが、県が実施していた「ビブリオバトル」との関係はどのようになっているのか。

＜生涯学習・文化財課長＞綾川町が実施する「ビブリオバトル」の優勝者が出場できる全国大会は、奈良県の生駒市が独自に開催しているもので、出場者も高校生だけではなく、年齢を問わず誰でも参加できるものとなっている。県の「ビブリオバトル」については、今年度は11月9日に高校生を対象に開催され、優勝者は東京の「よみうりホール」で開催される全国大会に出場できることとなっている。

＜教育長＞今年度の教育・文化週間に関連した事業は、全部で何件あるのか。

＜総務課長＞関連事業は合計で218事業あり、内訳としては、県教育委員会関係が21事業、県関係が41事業、市町関係の事業が156事業である。

○その他事項2 令和2年度から市町(学校組合)立小・中学校で使用する教科書(小学校各教科、中学校(道徳以外))について

義務教育課長から、令和2年度から市町(学校組合)立小・中学校で使用する教科書(小学校各教科、中学校(道徳以外))について説明。

【質疑・意見交換】 無し

○その他事項3 令和2年度香川県立高松北中学校入学者選抜実施細目・募集要項について

高校教育課長から、令和2年度香川県立高松北中学校入学者選抜実施細目・募集要項について説明。

【質疑・意見交換】

＜藤村委員＞性別の表記に関する考え方については、どのような基準で決めたのか。文部科学省から何らかの指針は出ているのか。

＜高校教育課長＞文部科学省からの指針等は特には出ていない。全国的に見直しがなされており、選考自体に男女の別が必要ないことや、本人が記載する書類については、本人が男女の別を記載することに苦痛を感じるケースがあることにも配慮して、性別の記載欄は必要ないと判断したものである。なお、小学校側が作成する調査書については、性別欄を残している。

＜藤村委員＞この流れから考えれば、今後、高校入試についても同様の取扱いとなるということか。

＜高校教育課長＞後日の報告となるが、高校入試の願書についても、今年度から性別の記載欄を無くすこととしている。

＜藤澤委員＞調査書は、生徒が見ることはあるのか。

＜高校教育課長＞基本的に見ることはない。

＜藤澤委員＞募集要項等を見れば、調査書に性別が記載されているということ、本人や家族が認識することはできるのか。

＜高校教育課長＞募集要項の細目を見れば、性別欄があることは認識できると思うが、本人が記入する書類ではない。

＜藤澤委員＞調査書についても、本人が記入する書類と統一して性別欄を無くすことは検討しなかったのか。

＜高校教育課長＞調査書から男女欄を無くしても、小学校から提出される指導要録等の何らかの書類に性別が記載されているので、結果的には性別は分かってしまう。また、学校を運営していく中においては、生徒の性別が分からないことで問題が生じる場合もあるため、何らかの形で性別の情報は必要と考えており、調査書等の取扱いについては今後検討させてもらいたい。